

○神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例施行規則

平成9年7月10日

教委規則第3号

改正 平成24年3月28日教委規則第8号

改正 平成26年3月28日教委規則第9号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 神戸市指定有形文化財（第3条—第14条）
- 第3章 神戸市指定無形文化財（第15条—第18条）
- 第4章 神戸市指定民俗文化財（第19条・第20条）
- 第5章 神戸市指定史跡名勝天然記念物（第21条—第24条）
- 第6章 神戸市登録文化財（第25条—第45条）
 - 第1節 通則等（第25条・第26条）
 - 第2節 神戸市登録有形文化財（第27条—第35条）
 - 第3節 神戸市登録無形文化財（第36条—第40条）
 - 第4節 神戸市登録民俗文化財（第41条・第42条）
 - 第5節 神戸市登録史跡名勝天然記念物（第43条—第45条）
- 第7章 神戸市地域文化財（第46条—第48条）
- 第8章 歴史的建造物その他の有形の文化的所産（第49条・第50条）
- 第9章 文化環境保存区域（第51条—第53条）
- 第10章 市が指定した文化財の保存技術の保護（第54条・第55条）
- 第11章 神戸市文化財保護審議会（第56条—第61条）
- 第12章 補則（第62条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例（平成9年3月条例第50号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

第2章 神戸市指定有形文化財

（指定書の交付等）

第3条 条例第6条第4項に規定する指定書は、様式第1号による。

2 神戸市指定有形文化財の所有者（以下この章において単に「所有者」という。）は、指定書が滅失し、若しくは破損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、様式第2号に

よる指定書等再交付申請書（以下「再交付申請書」という。）を教育長に提出して、指定書の再交付を受けるものとする。

3 指定書が破損したことにより、前項の規定により指定書の再交付を受けようとする所有者は、再交付申請書に当該指定書を添えて教育長に提出しなければならない。

4 亡失し、又は盗み取られたことにより指定書の再交付を受けた所有者は、当該亡失し、又は盗み取られた指定書を発見し、又は回復したときは、速やかに、再交付された指定書を教育長に返付しなければならない。

（管理責任者選任等届）

第4条 条例第8条第3項の規定による届出は、様式第3号による管理責任者選任等届出書に管理責任者に選任された者の承諾書を添えて教育長に提出して行う。

（所有者等変更届）

第5条 条例第9条第1項の規定による届出は、様式第4号による所有者等変更届出書を教育長に提出して行う。

2 前項の規定は、条例第9条第2項及び第3項の規定による届出について準用する。

（滅失等届）

第6条 条例第10条の規定による届出は、様式第5号による滅失等届出書を教育長に提出して行う。

（所在の変更）

第7条 条例第11条の規定による届出は、様式第6号による所在場所変更届出書を教育長に提出して行う。ただし、所在の場所を変更した後1年以内に当該変更前の所在の場所又は指定書に記載された所在の場所に復することが明らかな場合は、指定書を添えることを要しない。

2 条例第11条ただし書に規定する教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げるときとする。

（1） 条例第13条第1項の規定により補助金を交付されて行われる管理又は修理のため所在の場所を変更しようとするとき。

（2） 条例第15条第1項の規定により勧告された管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置又は同条第2項の規定により勧告された修理のため所在の場所を変更しようとするとき。

（3） 条例第17条第1項の規定により許可を受けて行われる現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為のため所在の場所を変更しようとするとき。

（4） 条例第18条第1項の規定により届け出された修理のため所在の場所を変更しようとするとき。

（5） 条例第20条第1項又は第4項の規定により勧告された出品又は公開のため所在の場所を変更しようとするとき。

（6） 条例第23条第1項の規定により許可を受け、又は届け出された展覧会その他の催しにおいて公開するため所在の場所を変更しようとするとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、教育長が特に認めるとき。

3 前項の規定にかかわらず、非常災害のため必要な応急措置として所在の場所を変更する場合は、所在の場所を変更した後様式第6号による所在場所変更届出書を教育長に提出しなければならない。

(管理又は修理費補助の申請)

第8条 条例第13条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする所有者は、様式第7号による文化財保護事業補助金交付申請書(以下「補助金交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けた者は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該補助事業が完了した日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業完了報告書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(有償譲渡の場合の納付金)

第9条 条例第16条第1項の規定により行う納付金額の納付は、第3項に規定する納付金額を市長が指定する期日までに納付しなければならない。

2 条例第16条第2項に規定する教育委員会規則で定める特別の理由がある場合は、非常災害その他の当該神戸市指定有形文化財の所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者(第2次以下の相続人、受遺者又は受贈者を含む。)の責に帰することのできない事由により著しくその価値を減じた場合とする。

3 条例第16条第3項に規定する納付金額の算定は、補助金の額を、補助に係る修理等を施した神戸市指定有形文化財又はその部分につき市長が個別に定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行った時以降神戸市指定有形文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数(1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。)を乗じて得た金額から当該修理が行われた後神戸市指定有形文化財の修理のため自己の費やした金額を控除して得た金額に相当する金額とする。

(現状変更等許可)

第10条 条例第17条第1項の規定により許可を受けようとする所有者又は管理責任者は、様式第8号による現状変更等許可申請書を教育長に提出しなければならない。

2 条例第17条第1項の規定により許可を受けた現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了したときは、速やかに、様式第9号による現状変更等・修理終了届出書(以下「現状変更修理終了届出書」という。)を教育長に提出しなければならない。

(現状変更の許可を要しない維持の措置の範囲)

第11条 条例第17条第2項に規定する維持の措置の範囲は、次の各号に掲げるときとする。

- (1) 神戸市指定有形文化財が損傷している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該神戸市指定有形文化財をその指定当時の原状（当該指定後に現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可を受けたものについては、当該現状の変更後又は保存に影響を及ぼす行為後の原状）に復するとき。
- (2) 神戸市指定有形文化財が損傷している場合において、当該損傷の範囲の拡大を防止するために応急の措置を行うとき。

(修理届等)

第12条 条例第18条第1項の規定による届出は、様式第10号による修理届出書を教育長に提出して行う。

- 2 条例第18条第1項の規定により届け出された修理が終了したときは、速やかに、現状変更修理終了届出書を教育長に提出しなければならない。

(市の負担とする出品費用)

第13条 条例第20条第3項に規定する市の負担とする出品のために要する費用について教育委員会規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 出品のため神戸市指定有形文化財の移動に要する荷造費及び運送費
- (2) 特別の事由により出品期間中に神戸市指定有形文化財を移動する場合において、教育長が承認したときは、その移動に要する荷造費及び運送費
- (3) 前2号の移動の際、教育長が必要と認めて神戸市指定有形文化財を運送保険に付する場合は、その保険料

(公開許可申請)

第14条 条例第23条第1項の規定により許可を受けようとする所有者又は管理責任者は、様式第11号による公開許可申請書を教育長に提出しなければならない。

- 2 条例第23条第1項ただし書に規定する教育委員会規則で定める施設は、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設とする。
- 3 条例第23条第1項ただし書の規定による届出は、様式第12号による公開届出書を教育長に提出して行う。

第3章 神戸市指定無形文化財

(認定書の交付等)

第15条 教育委員会は、条例第26条第2項の規定による認定及び同条第4項の規定による追加認定をしたときは、当該神戸市指定無形文化財の保持者又は保持団体に様式第13号による認定書を交付する。

- 2 第3条第2項から第4項までの規定は、認定書が滅失し、若しくは破損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときについて準用する。

(認定書の返付)

第16条 条例第27条第3項の規定による通知を受けた神戸市指定無形文化財の保持者又は保持団体は、速やかに、認定書を教育委員会に返付しなければならない。

(保持者の届出事由)

第17条 条例第28条の規定による届出は、様式第14号による保持者氏名変更等届出書に認定書を添えて教育長に提出して行う。

2 条例第28条に規定する教育委員会規則で定める事由は、次に掲げるものとする。

(1) 芸名又は雅号の変更

(2) 保持する神戸市指定無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障

(保存に要する経費補助の申請)

第18条 第8条の規定は、条例第29条第2項に規定する補助金の交付について準用する。

第4章 神戸市指定民俗文化財

(現状変更等届出)

第19条 条例第34条第1項の規定による届出は、様式第15号による現状変更等届出書を教育長に提出して行う。ただし、第11条各号に掲げるときについては、この限りでない。

(市指定有形文化財に関する規定の準用)

第20条 第3条から第9条まで、第12条及び第13条の規定は、神戸市指定有形民俗文化財について、第8条の規定は、神戸市指定無形民俗文化財について準用する。

第5章 神戸市指定史跡名勝天然記念物

(標識等の設置の同意)

第21条 条例第40条に規定する標識及び説明板の設置は、設置しようとする場所の土地所有者又は権原に基づく占有者の同意を得て行う。

2 前項の同意は、様式第16号による標識等設置同意書により行う。

(土地の所在等異動届)

第22条 条例第41条の規定による届出は、様式第17号による土地の所在等異動届出書を教育長に提出して行う。

(現状変更の許可を要しない維持の措置の範囲)

第23条 条例第43条において準用する条例第17条第2項に規定する維持の措置の範囲は、次に掲げるときとする。

(1) 神戸市指定史跡名勝天然記念物が、損傷し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該神戸市指定史跡名勝天然記念物をその指定当時の原状（当該指定後において現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可を受けたものについては、当該現状変更後又は保存に影響を及ぼす行為後の原状）に復するとき。

(2) 神戸市指定史跡名勝天然記念物が、損傷し、又は衰亡している場合において、当該損傷又は衰亡の範囲の拡大を防止するために応急の措置をするとき。

(3) 神戸市指定史跡名勝天然記念物の一部が、損傷し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が

不可能であることが明らかである場合において、当該部分を除去するとき。

(市指定有形文化財に関する規定の準用)

第24条 第4条から第6条まで、第8条から第10条まで及び第12条の規定は神戸市指定史跡名勝天然記念物について準用する。

第6章 神戸市登録文化財

第1節 通則等

(通則)

第25条 条例第44条第2項に規定する神戸市登録文化財の登録その他必要な事項は、この章の定めるところによる。

(登録文化財の種類)

第26条 神戸市登録文化財は、次に掲げるものとする。

- (1) 神戸市登録有形文化財
- (2) 神戸市登録無形文化財
- (3) 神戸市登録有形民俗文化財
- (4) 神戸市登録無形民俗文化財
- (5) 神戸市登録史跡
- (6) 神戸市登録名勝
- (7) 神戸市登録天然記念物

第2節 神戸市登録有形文化財

(登録有形文化財の登録)

第27条 神戸市登録有形文化財の登録は、教育長が当該神戸市登録有形文化財について別表に定める事項を神戸市登録文化財台帳に記載して行う。

- 2 前項の規定により登録をしたときは、教育長は、その旨を告示するとともに、当該神戸市登録有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により登録をしたときは、教育長は、当該神戸市登録有形文化財の所有者に様式第18号による登録証書を交付しなければならない。
- 4 第3条第2項から第4項までの規定は、登録証書が滅失し、若しくは破損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときについて準用する。

(登録の抹消)

第28条 神戸市登録有形文化財は、教育長がその保存及び活用の措置を講ずる必要がなくなったと認めるときは、その登録を抹消することができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による神戸市登録有形文化財の登録の抹消について準用する。
- 3 前項の規定において準用する前条第2項の規定による登録の抹消の通知を受けたときは、当該神戸市登録有形文化財の所有者は、速やかに、登録証書を教育長に返付しなければならない。

(登録有形文化財の所有者等の変更)

第29条 第5条第1項の規定は、神戸市登録有形文化財の所有者が変更したとき及びその氏名又は住所（法人にあっては、名称又は主たる事務所の所在地）を変更したときについて準用する。

（登録有形文化財の滅失、損傷等）

第30条 第6条の規定は、当該神戸市登録有形文化財の全部若しくは一部が滅失し、若しくは損傷し、又はこれを亡失し、若しくは盗まれたときについて準用する。

（登録有形文化財の所在の変更）

第31条 神戸市登録有形文化財の所有者は、当該神戸市登録有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を教育長に届け出なければならない。ただし、第33条第1項の規定により現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を行うため届出をして所在の場所を変更する場合は、この限りでない。

2 第7条第1項及び第3項の規定は、前項の届出について準用する。

（登録有形文化財の修理等）

第32条 神戸市登録有形文化財の修理は、所有者が行うものとする。

2 市長は、前項の修理が保存のため必要があると認めるときは、その経費の一部に充てさせるため、所有者に対し補助金を交付することができる。

3 第8条の規定は、前項に規定する補助金の交付について準用する。

（登録有形文化財の現状変更等の届出等）

第33条 神戸市登録有形文化財に関し、現状を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を教育長に届け出なければならない。ただし、次の各号に掲げるときは、この限りでない。

（1）非常災害のために必要な応急措置として行うとき。

（2）神戸市登録有形文化財の損傷の拡大を防止するために必要な応急措置を講ずるとき。

（3）現状の変更の程度が軽微であるとき。

2 前項の届出は、様式第15号による現状変更等届出書を教育長に提出して行う。

3 教育長は、現状の変更について神戸市登録有形文化財を保護するため必要な指示をすることができる。

4 第10条第2項の規定は、第1項の規定により届け出された行為が終了したときについて準用する。

（登録有形文化財の公開の勧告）

第34条 教育長は、神戸市登録有形文化財の所有者に対し、当該神戸市登録有形文化財を公開することを勧告することができる。

（権利義務の承継）

第35条 神戸市登録有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該神戸市登録有形文化財に関しこの規則の規定により教育長が行った指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合において、旧所有者は、当該神戸市登録有形文化財の引渡しと同時にその登録証書を新所有者に引渡さなければならない。

第3節 神戸市登録無形文化財

(登録無形文化財の登録)

第36条 神戸市登録無形文化財の登録は、教育長が当該神戸市登録無形文化財について別表に定める事項を神戸市登録文化財台帳に記載して行う。

2 前項の規定により登録をするに当たっては、教育長は、当該神戸市登録無形文化財の保持者又は保持団体（神戸市登録無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 第1項の規定による登録は、その旨を告示するとともに、当該神戸市登録無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあつては、その代表者）に通知して行う。

4 第1項の規定により登録をしたときは、教育長は、当該神戸市登録無形文化財の保持者又は保持団体に様式第19号による登録認定書を交付する。

5 第1項の規定による登録をした後においても、当該神戸市登録無形文化財の保持者又は保持団体として登録するに足りるものがあると認めるときは、教育長はそのものを保持者又は保持団体として追加登録することができる。

6 第3項及び第4項の規定は、前項の規定により追加登録をする場合について準用する。

7 第3条第2項から第4項までの規定は、登録認定書が滅失し、若しくは破損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときについて準用する。

(登録無形文化財の登録の抹消)

第37条 神戸市登録無形文化財は、次の各号に掲げるときは、その登録を抹消することができる。

(1) 教育長がその保存及び活用の措置を講ずる必要がなくなったと認めたとき。

(2) 保持者のすべてが死亡又は保持団体のすべてが解散したとき。

2 前項の規定により神戸市登録無形文化財の登録を抹消する場合は、その旨を告示するとともに、前項第1号のときは当該神戸市登録無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知して行う。

(登録無形文化財の保持者等の氏名等の変更)

第38条 神戸市登録無形文化財の保持者が、氏名、住所、芸名若しくは雅号を変更し、死亡し、又はその保持する神戸市登録無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障を生じたときは、保持者又はその相続人は、その旨を教育長に届け出なければならない。神戸市登録無形文化財の保持団体が、名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、保持団体の代表者又はその代表者であった者について、同様とする。

2 第17条第1項の規定は、前項の届出について準用する。

(登録無形文化財の保存)

第39条 教育長は、神戸市登録無形文化財を保存するため必要があると認めるときは、当該神戸市登録無形文化財について、自ら記録の作成、伝承者の養成その他適当な措置を講ずることができる。

- 2 教育長は、神戸市登録無形文化財の保持者又は保持団体に対し、当該神戸市登録無形文化財を保存するために必要な助言をすることができる。
- 3 市長は当該保存に要する経費の一部に充てさせるため補助金を交付することができる。
- 4 第8条の規定は、前項に規定する補助金の交付について準用する。

(登録無形文化財の公開の勧告)

第40条 教育長は、神戸市登録無形文化財の保持者又は保持団体に対し、当該神戸市登録無形文化財の公開を、神戸市登録無形文化財の記録の保持者に対しその記録の公開を勧告することができる。

第4節 神戸市登録民俗文化財

(登録無形民俗文化財の登録)

第41条 神戸市登録無形民俗文化財の登録は、教育長が当該神戸市登録無形民俗文化財について別表に定める事項を神戸市登録文化財台帳に記載して行う。

- 2 前項の規定により登録をしたときは、教育長は、その旨を告示しなければならない。

(登録有形文化財及び登録無形文化財の規定の準用)

第42条 第27条から第35条までの規定は神戸市登録有形民俗文化財について、第37条第1項第1号、第39条及び第40条の規定は神戸市登録無形民俗文化財について準用する。この場合において、第39条第2項及び第40条中「保持者又は保持団体」とあるのは「保存に当たることを適当と認める者」と読み替えるものとする。

第5節 神戸市登録史跡名勝天然記念物

(土地の所在等の異動)

第43条 神戸市登録史跡、神戸市登録名勝及び神戸市登録天然記念物（以下「神戸市登録史跡名勝天然記念物」という。）の登録された区域内の土地の所有者は、当該土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、速やかに、その旨を教育長に届け出なければならない。

- 2 第22条の規定は、前項の届出について準用する。

(標識等の設置)

第44条 教育長は、神戸市登録史跡名勝天然記念物のうち、市民の観覧のため必要があると認めるものについて、標識及び説明板を設置する。

- 2 第21条の規定は、前項の規定による標識及び説明板の設置について準用する。

(登録有形文化財の規定の準用)

第45条 第27条第1項及び第2項、第28条第1項及び第2項、第29条、第30条、第32条、第33条並びに第35条の規定は、神戸市登録史跡名勝天然記念物について準用する。

第7章 神戸市地域文化財

(通則)

第46条 条例第45条第2項に規定する神戸市地域文化財の認定その他必要な事項は、この章の定めるところによる。

(地域文化財の種類)

第47条 神戸市地域文化財は、次に掲げるものとする。

- (1) 神戸市地域有形文化財
- (2) 神戸市地域無形文化財
- (3) 神戸市地域有形民俗文化財
- (4) 神戸市地域無形民俗文化財
- (5) 神戸市地域史跡
- (6) 神戸市地域名勝
- (7) 神戸市地域天然記念物

(登録文化財の規定の準用)

第48条 第27条から第35条までの規定は神戸市地域有形文化財及び神戸市地域有形民俗文化財について、第36条から第40条までの規定は神戸市地域無形文化財について、第37条第1項第1号及び第39条から第41条までの規定は神戸市地域無形民俗文化財について、第43条から第45条までの規定は神戸市地域史跡、神戸市地域名勝及び神戸市地域天然記念物について準用する。この場合において、第27条第1項、第36条第1項及び第41条第1項中「神戸市登録文化財台帳」とあるのは「神戸市地域文化財台帳」と、第27条第3項中「様式第18号による登録証書」は「様式第20号による認定証書」と、同条第4項及び第28条第3項中「登録証書」とあるのは「認定証書」と、第36条第4項中「様式第19号による登録認定書」とあるのは「様式第21号による地域無形文化財保持者認定書」と、第28条及び第37条中「抹消」とあるのは「解除」と読み替えるものとする。

第8章 歴史的建造物その他の有形の文化的所産

(通則)

第49条 条例第46条第2項に規定する歴史的建造物その他の有形の文化的所産（以下「歴史的建造物等」という。）の選定その他必要な事項は、この章の定めるところによる。

(登録有形文化財の規定の準用)

第50条 第27条から第35条まで及び第43条の規定は歴史的建造物等について準用する。この場合において、第27条第1項中「神戸市登録文化財台帳」とあるのは「歴史的建造物台帳」と、同条第3項中「様式第18号による登録証書」は「様式第22号による選定証書」と、同条第4項及び第28条第3項中「登録証書」とあるのは「選定証書」と、第28条中「抹消」とあるのは「解除」と読み替えるものとする。

第9章 文化環境保存区域

(文化環境保存区域の標識)

第51条 条例第49条の規定により設置する文化環境保存区域の標識は、様式第23号による。

(行為の届出)

第52条 条例第50条第1項の規定により届け出をしようとする者は、当該行為に着手する日の30日前までに様式第24号による文化環境保存区域内における行為（変更）届出書を教育長に提出しなければならない。届け出をした内容を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の規定は、文化環境保存区域に指定された日から30日を経過する日までに当該文化環境保存区域において着手する行為については適用しない。
- 3 条例第50条第3項の規定により届け出をしようとする者は、様式第25号による文化環境保存区域内における非常災害応急措置届出書又は様式第26号による文化環境保存区域内における行為着手届出書を教育長に提出しなければならない。
- 4 前3項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 附近見取図

- (2) 現況写真

- (3) 次に掲げる行為の区分による図面

- ア 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築する場合 配置図、平面図、立面図、断面図及び矩形図

- イ 宅地の造成、土地の開墾その他土地の区画形質を変更し、土石の類を採取し、水面を埋立て、若しくは干拓し、屋外において物を集積し、若しくは貯蔵し、又は鉱物を掘採する場合 地形図、平面図、断面図及び法面断面図

- ウ 木材を伐採する場合 地形図

- エ 建物その他の工作物の色彩を変更し、又は屋外広告物を表示し、若しくは掲出する場合 立面図

- (4) その他教育長が必要と認める書類

(届出を要しない行為)

第53条 条例第50条第2項第1号の規定により教育委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる行為とする。

- (1) 次に掲げる工作物の新築、改築又は増築

- ア 文化環境保存区域内において行なう工事に必要な仮設の工作物

- イ 水道管、下水管その他これらに類する工作物で地下に設けるもの

- ウ 社寺境内地又は墓地における鳥居、とうろう、墓碑等

- エ 新築、改築又は増築に係る部分の高さが1.5メートル以下のその他の工作物

- (2) 次に掲げる宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の区画形質の変更

- ア 面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが1.5メートルをこえる法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

- イ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条の規定に基づく、埋蔵文化財の発掘調査

- (3) 次に掲げる木竹の伐採等

- ア 整枝又はせんてい

- イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

- ウ 苗ほの木竹の採取

- エ 庭木又は自家の生活の用に充てるための軽易な伐採

- (4) 土石の類の採取で、その採取面積が10平方メートル以下の地形の変更で高さが1.5メートル

ルをこえる法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

(5) 水面の埋立又は干拓で、面積が10平方メートル以下のもの

(6) 建物その他の工作物のうち、屋根、壁面、煙突、門、へい、橋、鉄塔その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更

(7) 次に掲げる屋外広告物の表示又は掲示

ア 国又は地方公共団体等が公用のため表示し、又は掲出する屋外広告物

イ 冠婚葬祭又は講演会等のために一時的に表示し、又は掲出する屋外広告物

ウ 自己の住所、事務所又は営業所において、自己の事業若しくは営業の内容を表示し、又は掲出する屋外広告物で、その面積の合計が1平方メートル以下であり、かつ、3メートル以下の高さにあるもの

エ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他の法令の定めるところによる選挙運動のために表示し、又は掲出する屋外広告物

第10章 市が指定した文化財の保存技術の保護

(認定書の交付)

第54条 教育委員会は、条例第54条第2項及び第3項の規定による認定（同条第4項において準用する条例第26条第4項の規定による追加認定を含む。）をしたときは、当該神戸市選定保存技術の保持者又は保存団体に様式第13号による認定書を交付する。

(市指定無形文化財に関する規定の準用)

第55条 第15条第2項、第16条及び第17条の規定は、神戸市選定保存技術について準用する。

第11章 神戸市文化財保護審議会

(会長及び副会長)

第56条 神戸市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に、会長及び副会長を各一人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会に関する事務を処理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第57条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第58条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置く。

4 部会長は、部会に属する委員の互選によって定める。

5 部会長は、部会に関する事務を処理する。

(伝建部会)

第58条の2 審議会に伝統的建造物群保存地区に関する部会（以下「伝建部会」という。）を置く。

2 伝建部会は、伝統的建造物群保存地区を適切に保存するために、当地区に関する重要な事項を審議する。

3 伝建部会は、伝建部会長が招集し、伝建部会長が議長となる。

4 伝建部会は委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

5 伝建部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 第2項に規定する事項のうち、神戸市都市景観条例（昭和53年10月条例第59号）第21条第1項の規定に基づく伝統的建造物以外の建築物等の許可申請において、教育委員会が許可基準及び修景基準の緩和を検討するものについては、伝建部会の議決をもって神戸市文化財保護審議会の意見とする。この場合において、伝建部会長は、次の審議会においてこれを報告しなければならない。

(専門調査員)

第59条 部会に、必要に応じ専門調査員を置くことができる。

2 専門調査員は、部会長の命を受けて、部会の所掌事務について委員を補佐する。

3 専門調査員は、教育長が委嘱する。

(庶務)

第60条 審議会の庶務は、教育委員会事務局社会教育部において処理する。

(会長への委任)

第61条 審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第12章 補則

(施行細目の委任)

第62条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成9年7月15日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後、最初の審議会の会議は教育長が招集する。

(文化環境の保全に関する規則の廃止)

3 神戸市文化環境の保全に関する規則（昭和48年12月教委規則第20号）を廃止する。

附 則（平成24年3月28日教委規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表

登録文化財台帳，地域文化財台帳及び歴史的建造物台帳に記載する事項

文化財の種類	記載内容
登録有形文化財 地域有形文化財 歴史的建造物等	名称，員数，種別，構造及び形式，所有者，所在地，区域，登録，認定又は選定の年月日
登録無形文化財 地域無形文化財	名称，保持者又は保持団体，所在地，登録の年月日
登録有形民俗文化財 地域有形民俗文化財	名称，員数，構造及び形式，所有者，所在地，登録又は認定の年月日
登録無形民俗文化財 地域無形民俗文化財	名称，種別，保存に当たることを適当と認める者，所在地，登録又は認定の年月日
登録史跡名勝天然記念物 地域史跡名勝天然記念物	名称，種別，所有者，所在地，区域，登録又は認定の年月日

(表)

	第 号
指 定 書	
名 称	員 数
神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例の規定により に指定します。	
年 月 日	
神戸市教育委員会	
<input type="checkbox"/> 印	

(裏)

所有者の氏名 (団体にあつては名称)	所有者の住所 (団体にあつては, 主たる事務所の所在地)	所在の場所	交付又は再交付の年月日

所有者の氏名 (団体にあつては名称)	所有者の住所 (団体にあつては, 主たる事務所の所在地)	所在の場所	変更年月日

注 次の場合は, この指定書を添えて届け出てください。

- 1 所有者が変更したとき
- 2 所有者の氏名又は住所(団体にあつては, 名称又は主たる事務所の所在地)を変更したとき
- 3 所在の場所を変更したとき

指 定 書 等 再 交 付 申 請 書

年 月 日

神戸市教育委員会教育長 様

申請者 住所

氏名

電話

(団体にあっては, 主たる事務所の所在地, 名称及び代表者の氏名)

神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例施行規則第
条 の規定により再交付を申請します。

種 別	<input type="checkbox"/> 指定書 <input type="checkbox"/> 認定書 <input type="checkbox"/> 登録証書 <input type="checkbox"/> 登録認定書 <input type="checkbox"/> 認定証書 <input type="checkbox"/> 選定証書
文 化 財 の 種 別	
文化財の名称及び員数	
指定, 認定, 登録, 選定の年月日	年 月 日
指定書, 認定書, 登録証書, 登録認定書, 認定証書又は選定証書の記号及び番号	第 号
申 請 の 理 由	<input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 亡失 <input type="checkbox"/> 盗難
滅失, 破損, 亡失又は盗難の年月日及び場所	
滅失, 破損, 亡失又は盗難の理由	
その他参考となるべき事項	

(注意) 1 該当する□には, レ印を記入してください。

2 滅失, 亡失又は盗難の場合はその事実を証する書類を, 破損の場合は, 当該指定書, 認定書, 登録証書, 登録認定書, 認定証書又は選定証書を添付してください。

管理責任者選任等届出書

年 月 日

神戸市教育委員会教育長 様

届出者 住所
氏名
電話

(団体にあっては, 主たる事務所の所在地, 名称及び代表者の氏名)

神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する
条例第 条

神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する
条例施行規則第 条

の

規定により届け出ます。

文化財の種別		
文化財の名称及び員数		
文化財の所在地(区域)		
指定の年月日	年 月 日	
指定書の記号及び番号	第 号	
届出の種類	<input type="checkbox"/> 選任 <input type="checkbox"/> 解任	
選任又は解任の年月日	年 月 日	
管理責任者	氏名	
	住所	
	生年月日	年 月 日
	職業	
選任又は解任の理由		
その他参考となるべき事項		

(注意) 1 該当する□には, レ印を記入してください。

2 選任の場合は, 管理責任者の承諾書を添付してください。

所有者等変更届出書

年 月 日

神戸市教育委員会教育長 様

届出者 住所
氏名
電話

(団体にあっては, 主たる事務所の所在地, 名称及び代表者の氏名)

神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する
条例第 条
神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する
条例施行規則第 条

の

規定により届け出ます。

文化財の種別					
文化財の名称及び員数					
指定, 登録, 認定, 選定の年月日		年 月 日			
指定書, 登録証書, 認定証書又は選定証書の記号及び番号		第 号			
文化財の所在地(区域)					
届出の種類		<input type="checkbox"/> 所有者の変更 <input type="checkbox"/> 管理責任者の変更 <input type="checkbox"/> 住所・氏名等の変更			
変更の年月日		年 月 日			
旧所有者 又は 旧管理 責任者	住所(団体に あっては, 主 たる事務所の 所在地)		新所有者 又は 新管理 責任者	住所(団体に あっては, 主 たる事務所の 所在地)	
	氏名(団体に あっては, 名 称及び代表者 の氏名)			氏名(団体に あっては, 名 称及び代表者 の氏名)	
変更の理由					
その他参考となるべき事項					

(注意) 1 該当する□には, レ印を記入してください。

2 指定書, 登録証書, 認定証書又は選定証書を添付してください。

滅失等届出書

年 月 日

神戸市教育委員会教育長 様

届出者 住所
氏名
電話

(団体にあつては, 主たる事務所の所在地, 名称及び代表者の氏名)

神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する
条例第 条
神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する
条例施行規則第 条

の

規定により届け出ます。

文化財の種別		
文化財の名称及び員数		
文化財の所在地(区域)		
指定, 登録, 認定又は選定の年月日		年 月 日
指定書, 登録証書, 認定証書又は選定証書の記号及び番号		第 号
届出の種類		<input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> 損傷 <input type="checkbox"/> 亡失 <input type="checkbox"/> 盗難
所有者	住所(団体にあつては, 主たる事務所の所在地)	
	氏名(団体にあつては, 名称及び代表者の氏名)	
管理責任者	住所	
	氏名	
滅失, 損傷, 亡失又は盗難の事実が生じた日時及び場所		
滅失, 損傷, 亡失又は盗難の事実が生じた当時における管理の状況		
滅失, 損傷, 亡失又は盗難の原因並びに損傷の箇所及び程度		
滅失, 損傷, 亡失又は盗難の事実を知った年月日		年 月 日
滅失, 損傷, 亡失又は盗難の事実を知った後に講じた措置		
その他参考となるべき事項		

- (注意) 1 該当する□には, レ印を記入してください。
2 損傷の場合は, 写真又は見取図その他損傷の状態を示す書類を添付してください。
3 滅失の場合は, 指定書, 登録証書, 認定証書又は選定証書を添付してください。

所在場所変更届出書

年 月 日

神戸市教育委員会教育長 様

届出者 住所
氏名
電話

(団体にあっては, 主たる事務所の所在地, 名称及び代表者の氏名)

神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する
条例第 条
神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する
条例施行規則第 条

の

規定により届け出ます。

文 化 財 の 種 別		
文 化 財 の 名 称 及 び 員 数		
指定, 登録, 認定又は選定の年月日		年 月 日
指定書, 登録証書, 認定証書又は選定証書の記号及び番号		第 号
所有者	住所(団体にあっては, 主たる事務所の所在地)	
	氏名(団体にあっては, 名称及び代表者の氏名)	
管 理 責任者	住 所	
	氏 名	
変 更 年 月 日		年 月 日
所在の場所	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 理 由		
変更後に変更前の所在の場所に復する予定があれば, その年月日		年 月 日
その他参考となるべき事項		

(注意) 指定書, 登録証書, 認定証書又は選定証書を添付してください。ただし, 所在する場所を変更した後1年以内に, 変更前に所在した場所に復することが明らかな場合は, 添付する必要はありません。

文化財保護事業補助金交付申請書

年 月 日

神戸市長 様

申請者 住所

氏名

電話

(団体にあっては, 主たる事務所の所在地, 名称及び代表者の氏名)

次のとおり文化財保護事業補助金の交付を受けたいので, 関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業の名称
- 2 文化財の所在地
- 3 補助金交付を希望する額 ¥
- 4 補助金交付を必要とする理由
- 5 事業内容及び実施方法の概要
- 6 補助事業の着手及び完了の予定期日
着 手 年 月 日
完 了 年 月 日
- 7 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) その他教育長が必要と認める書類

現状変更等許可申請書

年 月 日

神戸市教育委員会教育長 様

申請者 住所
氏名
電話

(団体にあっては, 主たる事務所の所在地, 名称及び代表者の氏名)

神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する
条例第 条

神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する
条例施行規則第 条

の

規定により現状変更等の許可を申請します。

文 化 財 の 種 別		
文 化 財 の 名 称 及 び 員 数		
文 化 財 の 所 在 地 (区 域)		
指 定 年 月 日		年 月 日
指 定 書 の 記 号 及 び 番 号		第 号
所有者	住所(団体にあっては, 主たる事務所の所在地)	
	氏名(団体にあっては, 名称及び代表者の氏名)	
管 理 責任者	住 所	
	氏 名	
現 状 変 更 等	必 要 と す る 理 由	
	内 容 及 び 方 法	
	着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	終 了 予 定 年 月 日	年 月 日
施 行 者	住所(団体にあっては, 主たる事務所の所在地)	
	氏名(団体にあっては, 名称及び代表者の氏名)	
現状変更等をする前の所在の場所		
現状変更等のために所在の場所を変更するとき	変更後の所在の場所	
	変更前の所在の場所に復する予定の年月日	年 月 日
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項		

- (注意) 1 「現状変更等」とは, 現状の変更及び保存に影響を及ぼす行為をいいます。
2 次に掲げる書類を添付してください。
(1) 現状変更等の設計仕様書及び設計図
(2) 現状変更等を行おうとする箇所の写真及び付近見取図
(3) 現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料があるときは, その資料
(4) 申請者が所有者以外のものであるときは, 所有者の承諾書

現状変更等・修理終了届出書

年 月 日

神戸市教育委員会教育長 様

届出者 住所

氏名

電話

(団体にあっては, 主たる事務所の所在地, 名称及び代表者の氏名)

神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例施行規則
第 条 の規定により届け出ます。

文化財の種別	
文化財の名称及び員数	
指定, 登録, 認定, 選定の年月日	年 月 日
指定書, 登録証書, 認定証書又は選定証書の記号及び番号	第 号
文化財の所在地(区域)	
届出の種類	<input type="checkbox"/> 現状変更等の終了 <input type="checkbox"/> 修理の終了
現状変更等の許可	年 月 日
	年 月 日
番号	第 号
終了年月日	
その他参考となるべき事項	

- (注意) 1 該当する□には, レ印を記入してください。
2 「現状変更等」とは, 現状の変更及び保存に影響を及ぼす行為をいいます。
3 修理の終了の場合は, 現状変更等の許可の欄は, 記入する必要はありません。
4 現状変更等又は修理の結果を示す写真又は見取図を添付してください。

修 理 届 出 書

年 月 日

神戸市教育委員会教育長 様

届出者 住所
氏名
電話

(団体にあっては, 主たる事務所の所在地, 名称及び代表者の氏名)

神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する
条例第 条

神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する
条例施行規則第 条

の

規定により現状変更等の許可を申請します。

文 化 財 の 種 別		
文 化 財 の 名 称 及 び 員 数		
文 化 財 の 所 在 地 (区 域)		
指 定 年 月 日		年 月 日
指 定 書 の 記 号 及 び 番 号		第 号
所有者	住所(団体にあっては, 主たる事務所の所在地)	
	氏名(団体にあっては, 名称及び代表者の氏名)	
管 理 責 任 者	住 所	
	氏 名	
修 理 又 は 復 旧	必 要 と す る 理 由	
	内 容 及 び 方 法	
	着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	終 了 予 定 年 月 日	年 月 日
施 行 者	住所(団体にあっては, 主 たる事務所の所在地)	
	氏名(団体にあっては, 名 称及び代表者の氏名)	
修 理 を す る 前 の 所 在 の 場 所		
修 理 の た め に 所 在 の 場 所 を 変 更 す る と き	変 更 後 の 所 在 の 場 所	
	変 更 前 の 所 在 の 場 所 に 復 す る 予 定 の 年 月 日	年 月 日
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項		

(注意) 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 設計仕様書
- (2) 修理しようとする箇所の写真又は見取図

公 開 許 可 申 請 書

年 月 日

神戸市教育委員会教育長 様

申請者 住所
氏名
電話

(団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例第23条第1項

神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例施行規則第14条第1項

の

規定により申請します。

文 化 財 の 種 別		
文 化 財 の 名 称 及 び 員 数		
文 化 財 の 所 在 地		
指 定 年 月 日		年 月 日
指 定 書 の 記 号 及 び 番 号		第 号
所有者	住所(団体にあっては、 主たる事務所の所在地)	
	氏名(団体にあっては、 名称及び代表者の氏名)	
展覧会等に 関する事項	名 称	
	趣 旨	
	期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	施設の所在地及び 名称	
公開期間中 の保管責任 者	住 所	
	氏 名	
荷造り、陳 列等の責任 者	住 所	
	氏 名	
荷 造 り 及 び 運 搬 の 方 法		
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項		

(注意) 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 施設の見取図及び防火設備の状況を示す書類
- (2) 所有者の出品についての承諾書

公 開 届 出 書

年 月 日

神戸市教育委員会教育長 様

届出者 住所
氏名
電話

(団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例第23条第1項

神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例施行規則第14条第3項

の

規定により届け出ます。

文 化 財 の 種 別		
文 化 財 の 名 称 及 び 員 数		
文 化 財 の 所 在 地		
指 定 年 月 日		年 月 日
指 定 書 の 記 号 及 び 番 号		第 号
所有者	住所(団体にあっては、 主たる事務所の所在地)	
	氏名(団体にあっては、 名称及び代表者の氏名)	
展覧会等に 関する事項	名 称	
	趣 旨	
	期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	施設の所在地及び 名称	
公開期間中 の保管責任 者	住 所	
	氏 名	
荷造り、陳 列等の責任 者	住 所	
	氏 名	
荷 造 り 及 び 運 搬 の 方 法		
その他参考となるべき事項		

(注意) 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 施設の見取図及び防火設備の状況を示す書類
- (2) 所有者の出品についての承諾書

(表)

第 号
認 定 書
保持者(保持団体又は保存団体)名 様
神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例の規定により の として認定します。
<input type="checkbox"/>
年 月 日
神戸市教育委員会 印

(裏)

保持者の住所又は保持団体の事務所の所在地	交付又は再交付の 年月日	
氏名又は名称	住 所 又 は 所 在 地	変更年月日

注 次の場合は、この認定書を添えて届け出てください。

- 1 保持者(保持団体又は保存団体)に変更を生じたとき

保持者氏名変更等届出書

年 月 日

神戸市教育委員会教育長 様

届出者 住所
氏名
電話

(団体にあっては, 主たる事務所の所在地, 名称及び代表者の氏名)

神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する
条例第 条
神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する
条例施行規則第 条

の

規定により届け出ます。

文化財の種類別															
文化財の名称及び員数															
認定又は登録の年月日	年 月 日														
認定書又は登録認定書の記号及び番号	第 号														
届出の種類	<table border="0"> <tr> <td>(保持者)</td> <td>(保持団体)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>氏名の変更</td> <td><input type="checkbox"/>名称の変更</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>芸名の変更</td> <td><input type="checkbox"/>主たる事務所の所在地の変更</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>雅号の変更</td> <td><input type="checkbox"/>代表者の変更</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>住所の変更</td> <td><input type="checkbox"/>構成員の異動</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>死亡</td> <td><input type="checkbox"/>解散</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>心身の故障</td> <td></td> </tr> </table>	(保持者)	(保持団体)	<input type="checkbox"/> 氏名の変更	<input type="checkbox"/> 名称の変更	<input type="checkbox"/> 芸名の変更	<input type="checkbox"/> 主たる事務所の所在地の変更	<input type="checkbox"/> 雅号の変更	<input type="checkbox"/> 代表者の変更	<input type="checkbox"/> 住所の変更	<input type="checkbox"/> 構成員の異動	<input type="checkbox"/> 死亡	<input type="checkbox"/> 解散	<input type="checkbox"/> 心身の故障	
(保持者)	(保持団体)														
<input type="checkbox"/> 氏名の変更	<input type="checkbox"/> 名称の変更														
<input type="checkbox"/> 芸名の変更	<input type="checkbox"/> 主たる事務所の所在地の変更														
<input type="checkbox"/> 雅号の変更	<input type="checkbox"/> 代表者の変更														
<input type="checkbox"/> 住所の変更	<input type="checkbox"/> 構成員の異動														
<input type="checkbox"/> 死亡	<input type="checkbox"/> 解散														
<input type="checkbox"/> 心身の故障															
変更, 異動又は解散の年月日	年 月 日														
変更又は異動の内容	変更前又は異動前														
	変更後又は異動後														
変更, 異動又は解散理由															
その他参考となるべき事項															

(注意) 該当する□には, レ印を記入してください。

現状変更等届出書

年 月 日

神戸市教育委員会教育長 様

届出者 住所
氏名
電話

(団体にあっては, 主たる事務所の所在地, 名称及び代表者の氏名)

神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する
条例第 条

神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する
条例施行規則第 条
規定により届け出ます。

の

文 化 財 の 種 別		
文 化 財 の 名 称 及 び 員 数		
文 化 財 の 所 在 地 (区 域)		
指定, 登録, 認定又は選定の年月日		年 月 日
指定書, 登録証書等の記号及び番号		第 号
所有者	住所(団体にあっては, 主たる事務所の所在地)	
	氏名(団体にあっては, 名称及び代表者の氏名)	
管 理 責任者	住 所	
	氏 名	
現 状 変 更 等	必 要 と す る 理 由	
	内 容 及 び 方 法	
	着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	終 了 予 定 年 月 日	年 月 日
施 行 者	住所(団体にあっては, 主たる事務所の所在地)	
	氏名(団体にあっては, 名称及び代表者の氏名)	
現状変更等をする前の所在の場所		
現状変更等のために所在の場所を変更するとき	変更後の所在の場所	
	変更前の所在の場所に復する予定の年月日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

(注意)

- 1 「現状変更等」とは, 現状の変更及び保存に影響を及ぼす行為をいいます。
- 2 次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 現状変更等の設計仕様書及び設計図
 - (2) 現状変更等を行おうとする箇所の写真及び付近見取図
 - (3) 現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料があるときは, その資料
 - (4) 届出者が所有者以外のものであるときは, 所有者の承諾書

標 識 等 設 置 同 意 書

年 月 日

神戸市教育委員会教育長 様

届出者 住所
氏名
電話

(団体にあっては, 主たる事務所の所在地, 名称及び代表者の氏名)

所有

私の 占有する文化財に標識等を設置することに同意します。

管理

文化財の種別	
文化財の名称	
指定, 登録, 認定又は選定の年月日	年 月 日
文化財の区域と標識等の位置	
その他参考となるべき事項	

(注意) 該当する口には, レ印を記入してください。

土地の所在等異動届出書

年 月 日

神戸市教育委員会教育長 様

届出者 住所
氏名
電話

(団体にあつては, 主たる事務所の所在地, 名称及び代表者の氏名)

神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する
条例第 条

神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する
条例施行規則第 条

の

規定により届け出ます。

文 化 財 の 種 別		
文 化 財 の 名 称		
指定, 登録, 認定又は選定の年月日		年 月 日
届 出 の 種 類		<input type="checkbox"/> 所在の異動 <input type="checkbox"/> 地番の異動 <input type="checkbox"/> 地目の異動 <input type="checkbox"/> 地積の異動
所有者	住所(団体にあつては, 主たる事務所の所在地)	
	氏名(団体にあつては, 名称及び代表者の氏名)	
管 理 責任者	住 所	
	氏 名	
異 動 年 月 日		年 月 日
異動の内容	異 動 前	
	異 動 後	
異 動 の 理 由		
その他参考となるべき事項		

- (注意) 1 該当する□には, レ印を記入してください。
2 地番, 地目又は地積の異動が分筆による場合は, 当該土地に係る登記簿の謄本及び登記所に備えられた地図の写しを添付してください。

(表)

	第 号
登 録 証 書	
名 称	員 数
神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例施行規則 の規定により として登録したことを証明します。	
年 月 日 <input type="checkbox"/>	
神戸市教育委員会教育長 印	

(裏)

所有者の氏名 (団体にあつては名称)	所有者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	所在の場所	交付又は再交付の年月日

所有者の氏名 (団体にあつては名称)	所有者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	所在の場所	変更年月日

注 次の場合は、この登録証書を添えて届け出てください。

- 1 所有者が変更したとき
- 2 所有者の氏名又は住所(団体にあつては、名称又は主たる事務所の所在地)を変更したとき
- 3 所在の場所を変更したとき

(表)

第 号
登 録 認 定 書
保持者(保持団体)名 様
神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例施行規則 の規定により の として認定します。
<input type="checkbox"/>
年 月 日
神戸市教育委員会教育長 印

(裏)

保持者の住所又は保持団体の事務所の所在地	交付又は再交付の 年月日

氏名又は名称	住 所 又 は 所 在 地	変更年月日

注 保持者又は保持団体に変更を生じたときは, この認定書を添えて届け出てください。

(表)

	第 号
認 定 証 書	
名 称	員 数
神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例施行規則 の規定により として認定したことを証します。	
年 月 日 <input type="checkbox"/>	
神戸市教育委員会教育長 印	

(裏)

所有者の氏名 (団体にあつて は名称)	所 有 者 の 住 所 (団体にあつては、主た る事務所の所在地)	所在の場所	交付又は再交付 の年月日

所有者の氏名 (団体にあつて は名称)	所 有 者 の 住 所 (団体にあつては、主た る事務所の所在地)	所在の場所	変 更 年 月 日

注 次の場合は、この認定証書を添えて届け出てください。

- 1 所有者が変更したとき
- 2 所有者の氏名又は住所(団体にあつては、名称又は主たる事務所の所在地)を変更したとき
- 3 所在の場所を変更したとき

(表)

第 号
地域無形文化財保持者認定書
保持者(保持団体又は保存団体)名 様
神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例施行規則の規定により地域無形文化財保持者として認定したことを証します。
<input type="checkbox"/>
年 月 日
神戸市教育委員会教育長 印

(裏)

保持者の住所又は保持団体の事務所の所在地	交付又は再交付の年月日	
氏名又は名称	住所又は所在地	変更年月日

注 次の場合は、この認定書を添えて届け出てください。

- 1 保持者(保持団体又は保存団体)に変更を生じたとき

(表)

	第 号
選 定 証 書	
名 称	員 数
神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例施行規則 の規定により として選定したことを証します。	
年 月 日 <input type="checkbox"/>	
神戸市教育委員会教育長 印	

(裏)

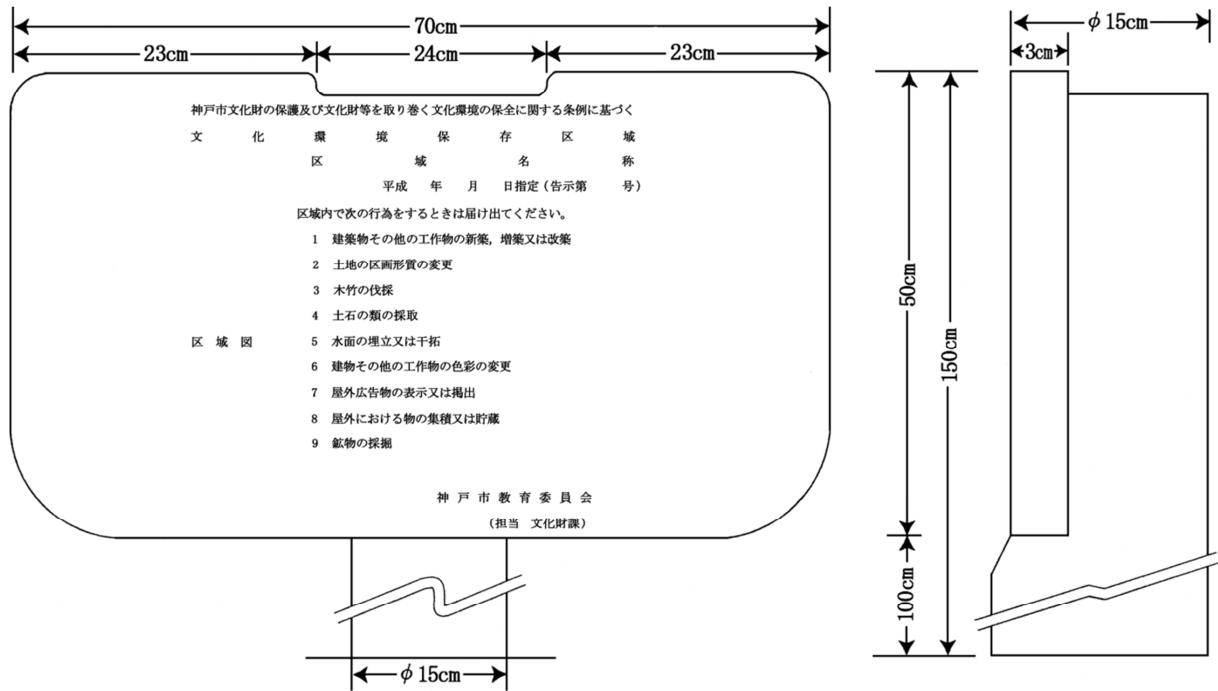
所有者の氏名 (団体にあつて は名称)	所 有 者 の 住 所 (団体にあつては、主た る事務所の所在地)	所在の場所	交付又は再交付 の年月日

所有者の氏名 (団体にあつて は名称)	所 有 者 の 住 所 (団体にあつては、主た る事務所の所在地)	所在の場所	変 更 年 月 日

注 次の場合は、この選定証書を添えて届け出てください。

- 1 所有者が変更したとき
- 2 所有者の氏名又は住所(団体にあつては、名称又は主たる事務所の所在地)を変更したとき
- 3 所在の場所を変更したとき

様式第23号(第51条関係)



文化環境保存区域内における行為(変更)届出書

年 月 日

神戸市教育委員会教育長 様

届出者 住所
氏 名 印
電 話 ()

神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例第50条第1項
神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例施行規則第52条第1項の
規定により、下記のとおり届け出ます。

1	行 為 地											3 建築物その他の工作 物が仮設の場合は仮 設期間	年 月 日 日から 年 月 日まで	添 付 書 類
2	行 為 の 期 間	着手 年 月 日 完了予定 年 月 日												(各2部)
4	現 状 の 説 明	(1) 現況地目 (ア)田 (イ)畑 (ウ)宅地 (エ)山林 (オ)原野 (カ)その他() 年 月 ごろから (2) 既存建築物等の敷地の (ア)内 (イ)外 (3)隣接地の現況()												
1	建築物 その他 工作物 の 増 築	申請の部分		既存の部分		合 計		構 造		造地上 階 地下 階建		付 近 見 取 図 (1/3000以上) 配 置 図 (1/200以上) 平 面 図 (1/200以上) 立 面 図 (1/200以上) 断 面 図 (1/200以上) 矩 計 図 (1/50以上)		
		種 類 及 び 用 途						屋 根 材 料						
		敷 地 面 積				平 方 メ ー ト ル		外 壁 仕 上 方 法						
		建 築 面 積		平 方 メ ー ト ル		平 方 メ ー ト ル		色 彩		屋 根				
		延 べ 面 積		平 方 メ ー ト ル		平 方 メ ー ト ル		外 壁						
		高 さ の 最 高		メ ー ト ル		メ ー ト ル								
		棟 高 の 最 高		メ ー ト ル		メ ー ト ル								
5	行為の 種類 及び 内容	(2) 土地の区画形質の変更		行 為 の 目 的		採 取 の 方 法						付 近 見 取 図 (1/3000以上) 地 形 図 (1/1000以上)平 面 図 (1/600以上) 断 面 図 (1/600以上) 法 面 断 面 図 (1/50以上)		
		(3) 土石類の採取		行 為 面 積 及 び 行 為 地 を 含 む 一 団 地 の 面 積		平 方 メ ー ト ル 平 方 メ ー ト ル		跡 地 の 処 理 方 法						
		(4) 水面の埋立又は干拓		行 為 に よ っ て 生 ず る 法 高 (の り だ か)		メ ー ト ル		採 取 量						
		(5) 屋外で物を集積し又は貯蔵すること		長 さ, 幅 員 そ の 他				立 方 メ ー ト ル						
7	木竹の伐採	伐 採 区 分		(ア)森林の伐採 (イ)独立木の伐採 (ウ)その他()		樹種, 樹高及び樹 齢		メ ー ト ル 約 年				付 近 見 取 図 (1/3000以上) 地 形 図 (1/2500以上)		
		伐 採 の 理 由				1.5メートルの高 さにおける幹の周 圍		メ ー ト ル						
		伐 採 面 積				平 方 メ ー ト ル		伐 採 本 数		本				
		伐 採 方 法		(ア)皆伐 (イ)択伐 (ウ)その他()				跡 地 の 処 理 方 法						
8	建物その他の工作物 の色彩の変更	変 更 の 理 由										付 近 見 取 図 (1/3000以上) 立 面 図 (1/200以上)		
		変 更 部 分		屋 根		壁 面		門		へ い				
		変 更 部 分 の 面 積		平 方 メ ー ト ル		平 方 メ ー ト ル		平 方 メ ー ト ル		平 方 メ ー ト ル			平 方 メ ー ト ル	
		現 在	色 彩											
			材 料											
変 更 後	色 彩													
	材 料													
9	屋外広告物の表示又は掲出	目 的		地上から広告物の上部ま での高さ		メ ー ト ル		常置, 又は臨時の 別		常置・臨時				
		大 き さ 及 び 形 態		色 彩				照 明, 又 は ネ オ ン の 有 無		有・無				

(変更届出の場合には、変更後のものを赤字で該当欄の上段に、変更前のものを黒字で下段に記載してください。)

(処理欄)

文化環境保存区域内における非常災害応急措置届出書

年 月 日

神戸市教育委員会教育長 様

届出者 住 所
氏 名
電 話 () 印

神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例第50条第3項
神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例施行規則第52条第3項の
規定により、下記のとおり届け出ます。

1	行 為 地			3	建築物その他の工 作物が仮設の場合 は仮設期間	年 月 日から 年 月 日まで		添 付 書 類 (各2部)											
2	行 為 の 期 間	着手 年 月 日	完了予定 年 月 日																
4	現 状 の 説 明	(1) 現況地目 (ア)田 (イ)畑 (ウ)宅地 (エ)山林 (オ)原野 (カ)その他() 年 月 ごろから (2) 既存建築物等の敷地の (ア)内 (イ)外 (3)隣接地の現況()																	
5 行 為 の 種 類 及 び 内 容	(1) 建築物 その他 改築 の 増築	申請の部分		既存の部分	合 計	構 造	造地上 階 地下 階建	付 近 見 取 図 (1/3000以上) 配 置 図 (1/200以上) 平 面 図 (1/200以上) 立 面 図 (1/200以上) 断 面 図 (1/200以上) 矩 計 図 (1/50以上)											
		種 類 及 び 用 途					屋 根 材 料												
		敷 地 面 積				平方 メートル													
		建 築 面 積		平方 メートル	平方 メートル	平方 メートル	外 壁 仕 上 方 法												
		延 べ 面 積		平方 メートル	平方 メートル	平方 メートル	色 彩		屋 根										
		高 さ の 最 高 棟 高 の 最 高		メー ートル	メー ートル				外 壁										
	(2) 土地の区画形質の変更	行 為 の 目 的				採 取 の 方 法		付 近 見 取 図 (1/3000以上)											
	(3) 土石類の採取	規 模	行 為 面 積 及 び 行 為 地 を 含 む 一 団 地 の 面 積		平方メートル	平方メートル	跡 地 の 処 理 方 法	地 形 図 (1/1000以上) 平 面 図 (1/600以上)											
	(4) 水面の埋立又は干拓		行 為 に よ っ て 生 ず る 法 高 (の り だ か)		メー ートル			断 面 図 (1/600以上)											
	(5) 屋外で物を集積し又は貯蔵すること		長 さ, 幅 員 そ の 他				採 取 量	法 面 断 面 図 (1/50以上)											
	(6) 鉱物の掘採							立 方 メー ートル											
	(7) 木 竹 の 伐 採	伐 採 区 分		(ア)森林の伐採 (イ)独立木の伐採 (ウ)その他()			樹種, 樹高及び 樹齡	メー ートル 約 年	付 近 見 取 図 (1/3000以上)										
		伐 採 の 理 由					1.5メートルの 高さにおける幹 の 周 圍	メー ートル	地 形 図 (1/2500以上)										
		伐 採 面 積		平方メートル			伐 採 本 数	本											
		伐 採 方 法		(ア)皆伐 (イ)択伐 (ウ)その他()			跡 地 の 処 理 方 法												
	(8) 建物その他の工作物の 色彩の変更	変 更 の 理 由												付 近 見 取 図 (1/3000以上)					
		変 更 部 分		屋 根	壁 面	門	へ い	煙 突	橋	鉄 塔									立 面 図 (1/200以上)
		変 更 部 分 の 面 積		平方 メートル	平方 メートル	平方 メートル	平方 メートル	平方 メートル	平方 メートル	平方 メートル	平方 メートル	平方 メートル	平方 メートル	平方 メートル	平方 メートル				
		現 在	色 彩																
			材 料																
変 更 後		色 彩																	
	材 料																		
(9) 屋外広告物の表示又は掲出	目 的		地上から広告物の上部ま での高さ			メー ートル		常置, 又は臨時の 別		常置・臨時									
	大 き さ 及 び 形 態		色 彩					照 明, 又 は ネオ ンの 有 無		有・無									

(変更届出の場合には、変更後のものを赤字で該当欄の上段に、変更前のものを黒字で下段に記載してください。)

(処理欄)

文化環境保存区域内における行為着手届出書

年 月 日

神戸市教育委員会教育長 様

届出者 住所
氏名 () 印
電話 ()

神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例第50条第3項
神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例施行規則第52条第3項の
規定により、下記のとおり届け出ます。

1	行為地			3	建築物その他の工 作物が仮設の場合 は仮設期間	年 月 日から 年 月 日まで	添 付 書 類 (各2部)						
2	行為の期間	着手 年 月 日	完了予定 年 月 日										
4	現状の説明	(1) 現況地目 (ア)田 (イ)畑 (ウ)宅地 (エ)山林 (オ)原野 (カ)その他() 年 月 ごろから (2) 既存建築物等の敷地の (ア)内 (イ)外 (3)隣接地の現況()											
5 行為の 種類及び 内容	(1) 建築物 その他 工作物 の 増 築	申請の部分	既存の部分	合 計	構 造	造地上 階 地下 階建	付 近 見 取 図 (1/3000以上) 配 置 図 (1/200以上) 平 面 図 (1/200以上) 立 面 図 (1/200以上) 断 面 図 (1/200以上) 矩 計 図 (1/50以上)						
		種 類 及 び 用 途			屋 根 材 料								
		敷 地 面 積			平 方 メ ー ト ル	外 壁 仕 上 方 法							
		建 築 面 積	平 方 メ ー ト ル	平 方 メ ー ト ル	平 方 メ ー ト ル	色 彩		屋 根					
		延 べ 面 積	平 方 メ ー ト ル	平 方 メ ー ト ル	平 方 メ ー ト ル								
		高 さ の 最 高	メ ー ト ル	メ ー ト ル		外 壁							
		棟 高 の 最 高	メ ー ト ル	メ ー ト ル									
	(2) 土地の区画形質の変更	行 為 の 目 的			採 取 の 方 法			付 近 見 取 図 (1/3000以上) 地 形 図 (1/1000以上)平 面 図 (1/600以上) 断 面 図 (1/600以上) 法 面 断 面 図 (1/50以上)					
	(3) 土石類の採取	行 為 面 積 及 び 行 為 地 を 含 む 一 団 地 の 面 積	平 方 メ ー ト ル	平 方 メ ー ト ル	跡 地 の 処 理 方 法								
	(4) 水面の埋立又は干拓	行 為 に よ っ て 生 ず る 法 高 (の り だ か)				メ ー ト ル							
(5) 屋外で物を集積し又は貯蔵すること	長 さ, 幅 員 そ の 他			採 取 量									
(6) 鉱物の掘採					立 方 メ ー ト ル								
(7) 木竹の伐採	伐 採 区 分	(ア)森林の伐採 (イ)独立木の伐採 (ウ)その他()		樹種, 樹高及び 樹齢	メ ー ト ル 約 年								
	伐 採 の 理 由			1.5メートルの 高さにおける幹 の周囲	メ ー ト ル								
	伐 採 面 積			伐 採 本 数	本								
	伐 採 方 法	(ア)皆伐 (イ)択伐 (ウ)その他()		跡 地 の 処 理 方 法									
(8) 建物その他の工作物の色彩の変更	変 更 の 理 由											付 近 見 取 図 (1/3000以上) 立 面 図 (1/200以上)	
	変 更 部 分	屋 根	壁 面	門	へ い	煙 突	橋	鉄 塔					
	変 更 部 分 の 面 積	平 方 メ ー ト ル	平 方 メ ー ト ル	平 方 メ ー ト ル	平 方 メ ー ト ル	平 方 メ ー ト ル	平 方 メ ー ト ル	平 方 メ ー ト ル	平 方 メ ー ト ル	平 方 メ ー ト ル	平 方 メ ー ト ル		平 方 メ ー ト ル
	現 在	色 彩											
	変 更 後	色 彩											
(9) 屋外広告物の表示又は掲出	目 的			地上から広告物の上部ま での高さ	メ ー ト ル	常置, 又は臨時の 別	常置・臨時						
	大 き さ 及 び 形 態			色 彩		照 明, 又はネオンの 有無	有・無						

(変更届出の場合には、変更後のものを赤字で該当欄の上段に、変更前のものを黒字で下段に記載してください。)

(処理欄)

